**俳優出演に関する業務委託契約書ひな型例**

●●●●（以下「発注者」という。）と●●●●（芸名●●●●。以下「出演者」という。）とは、発注者の出演者に対する映画出演に関する業務の委託に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

**第１条（業務内容**）

１　発注者は、出演者に対し、次の【映像作品 / 映画】（以下「本作品」という。）の出演およびこれに付随する業務全般（以下「本業務」という。）を委託する。

1. 作品名（映画名、番組名等）：　　　　　（仮題）
2. 監督：
3. 放映媒体：【国内映画館 / 海外映画館 / 配信プラットフォーム / 国内映画祭 / 海外映画祭 / 国内テレビ放映 / 海外テレビ放映 / DVD・Blu-rayセルなど】
4. 公開日：●●年●月●日
5. 稼働期間：撮影期間●●年●月●日から●●年●月●日のうち、●日間
6. 撮影場所：
7. 配役：

【上記事項につき未定又は予定の場合には、「未定」・「予定」と記載するとともに、「未定・予定の理由」と「決定の時期」を記載。】

２　前項のうち「未定」「予定」の事項については、「決定の時期」記載のときまでに、発注者及び出演者が協議の上、決定し、発注者が出演者に対し書面等により通知するものとする。

**第２条（付随業務の取り扱い）**

　本業務に含まれる付随業務として発注者が出演者に対し依頼する業務は、以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 付随業務の内容 | 本業務に含まれるか否か | 業務にかかる日数 |
| プリプロダクション本作品の分析、台本の読み込み、リハーサル、ワークショップへの参加等、本作品の撮影前の事前準備作業 | 【含まれる・含まれない】 | ●日 |
| ポストプロダクション再撮影、アフレコ等、本作品の内容となるもののうち、撮影期間終了後に発生する業務 | 【含まれる・含まれない】 | ●日 |
| 広報等協力業務ポスター撮影、予告編の製作、各種広報素材の製作、広報用インタビュー、舞台挨拶、海外プロモーション等の本映画の広報及びマーケティング業務の一環として行われる業務 | 【含まれる・含まれない】 | ●日 |
| メイキングフィルム制作協力業務本映画の内容そのものとは別に、本映画の制作過程の記録物を作成するための撮影・録音等の業務 | 【含まれる・含まれない】 | ●日 |

【※付随業務として本業務に含む場合には「含まれる」を選択し、所要日数も記載する。】

**第３条（業務の追加）**

発注者が出演者に対し、本業務に関連して追加業務を依頼したときは、発注者及び出演者にて追加業務の内容や追加の報酬等について協議の上、出演者がその諾否を決定する。

**第４条（業務内容の変更）**

１　発注者は、本業務の内容を変更する事由が生じた場合は、発注者と出演者において協議し、合意の上、変更することができるものとし、変更された内容は、発注者が出演者に対し、書面等により通知するものとする。

２　発注者と出演者は、前項の変更による出演者の負担の増減等を十分に勘案・協議し、必要に応じて次条で定める報酬額を見直すものとする。

**第５条（報酬）**

１　発注者は、出演者に対し、本業務の報酬として、【1日あたり/1週あたり/1か月あたり/ 一式】金●円(消費税等別)を●年●月●日に支払う。

【※分割して支払う場合の記載】

①契約締結日の属する月の翌月末日：金●円
②撮影終了時の属する月の翌月末日：金●円
③本業務の遂行が完了した月の翌月末日：残額金●円

２　発注者は、出演者に対し、第２条記載の付随業務の報酬を、以下の内容にしたがい支払う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 付随業務 | 報酬額 | 支払時期 |
| プリプロダクション | ●円（消費税別途） | 【●●年●月●日】 |
| ポストプロダクション | ●円（消費税別途） | 【●●年●月●日】 |
| 広報等協力業務 | ●円（消費税別途） | 【●●年●月●日】 |
| メイキングフィルム制作協力業務 | ●円（消費税別途） | 【●●年●月●日】 |

【※第２条で付随業務を本業務に「含まれる」と選択した場合には、その対価を記載する。報酬を付随業務単独で設定せずに、本作品の撮影業務と合わせて全体として設定する場合には「０円」と記載し、１項の報酬額の設定で調整する。また、「支払時期」については、特定の支払日を記載するほか、「当該付随業務の開始日限り」「当該付随業務の終了日限り」「当該付随業務の開始日から起算して１ヶ月以内に」といった記載が考えられる。】

３　前項の対価は、本契約における実演家の権利の取扱い(第24条)を反映したものとする。

**第６条（稼働期間が延長された場合の追加報酬）**

本契約所定(第１条第1項(5))の稼働期間が延長された場合、発注者は、出演者に対し、日額金●円(消費税等別)を、稼働期間の延長分に係る報酬として支払う。

**第７条（業務時間・追加報酬）**

１　発注者は、出演者が本業務に従事する時間(衣装着替え・メイク等の準備や、撮影終了後の片付け、撤収後に発生する打合せ等の業務を含む)を、1日あたり●時間以内及び1週間あたり●●時間以内とする。1日あたりの業務時間が●時間を超える場合には、業務終了後、翌日の業務開始までに●時間以上インターバルを設けるものとする。

２　前項の定めにかかわらず、発注者は、業務上やむを得ない事情がある場合、出演者との合意により、1日あたり●時間及び1週間あたり●●時間まで延長することができる。

３　第1項に定める時間を超えて業務が行われた場合、発注者は、出演者に対し、1日あたりの超過業務時間に応じた追加報酬として、超過業務時間(1時間単位で切り上げ)に1時間あたり ●●円を乗じて得た額(消費税等別)を、第６条の報酬額に加えて支払う。

**第８条（完全休養日・追加報酬）**

１　発注者は、週のうち少なくとも●日(毎週●、●曜日)は出演者の完全休養日(衣装合わせ・リハーサル・役作り・打ち合わせ等を含め一切の業務が行われない日)とする。
２　前項の定めにかかわらず、発注者は、業務上やむを得ない事情がある場合、遅くとも前項で定めた完全休養日の24時間前に出演者と合意することにより、完全休養日を変更することができる。ただし、完全休養日の変更の間隔は7日以内とする。
３　完全休養日が月あたり●日を下回って本業務が行われた場合、発注者は、出演者に対し、完全休養日が設けられなかった月あたりの日数に1日あたり●●円を乗じて得た額(消費税等別) を、第5条の報酬額に加えて支払う。

**第９条（休憩等・追加報酬）**

１　発注者は、出演者の本業務に従事する時間(衣装合わせ・リハーサル・役作り・打ち合わせ・撮影終了後の片付け等を含む)が1日に●時間以上にわたる場合、出演者に対し、●分以上の休憩・食事を1回以上確保するものとする。

２　前項の定めに反して休憩・食事の時間が確保されなかった日があった場合、発注者は出演者に対し、1日当たり第6条に定める日額の●%の額(消費税等別)を追加報酬額として、第5条の報酬額に加えて支払う。

**第10条（追加報酬の支払期日）**

　発注者は、出演者に対し、第６条から第９条までに定める追加報酬が発生した場合は、当月分の追加報酬につき、翌月末日限り、支払うものとする。

**第11条（諸経費の負担）**

　本業務に要する諸経費は、出演者から経費支払の証明(領収書等)が発注者に提出されることを条件に、発注者の負担とする。

**第12条（諸経費の支払期日）**

　発注者は、出演者に対し、前条の諸経費のうち出演者が立て替えて負担した経費につき、【当月分を●日〆【当/翌】●月●日/請求後●日】に、経費支払の証明(領収書等)が発注者に提出されることを条件に、支払うものとする。

**第13条（支払方法）**

　本契約に基づく発注者の出演者に対する支払は、【出演者の指定する金融機関の口座への振込 /現金渡し】の方法によるものとする。

**第14条（振込手数料）**

　本契約に基づく発注者の出演者に対する支払に要する振込手数料は、発注者の負担とする。【第13条で口座振込を選択した場合】

**第15条（金融機関休業日の取扱い）**

　本契約に基づく発注者の出演者に対する支払日が金融機関の休業日である場合、支払期日は前営業日とする。【第13条で口座振込を選択した場合】

**第16条（不可抗力による制作の中止・延期）**

　感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、本作品の制作が中止・延期となり本業務ができなくなったときは、発注者は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができる。ただし、出演者は、発注者に対し、既に本業務を行った期間に応じて、報酬を請求することができる。

**第17条（出演者の責めに帰することができない制作の中止・延期）**

　前条の場合を除き、出演者の責めに帰することができない事由により、本作品の制作が中止・延期となり本業務ができなくなったときは、発注者は、出演者に対し、既に本業務が行われた期間に応じた報酬を支払うことに加え、本業務ができなくなった日から起算して【●日分・●週分・●か月分・報酬全額のうち●％分】の報酬相当額を支払うものとする。

**第18条（秘密保持）**

１　発注者及び出演者は、本業務の遂行により知り得た相手方の業務上の秘密(個人情報を含む。)を、秘密として取扱い、本業務の遂行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩(ソーシャルメディアにおける情報開示及び漏洩行為を含む一切の行為において)してはならない。万一発注者又は出演者がこれに違反し、相手方が損害を被った場合、相手方に対し、これを賠償する。

２　前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。
(1) 開示を受けたときに既に自己が保有していた情報
(2) 開示を受けたときに既に公知であった情報

(3) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
(4) 開示を受けた後、相手方から開示された情報によることなく独自に取得し、又は創出した情報
(5) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
３　本条の規定は、本契約の終了後も存続する。

**第19条（安全・衛生）**

１　発注者は、本業務の内容等を勘案して、出演者がその生命、身体等の安全を確保しつつ本業務を履行することができるよう、事故やハラスメントの防止等必要な配慮をするものとする。

２　発注者は、自らが制作責任者又は製作責任者である場合は自らが、そうでない場合は制作責任者又は製作責任者と協議の上、安全衛生管理を行う者を置き、出演者に対し、書面等により通知する。

**第20条（露出や性的な表現に関する事前協議）**

　発注者は、付随業務を含む本業務に関連して、出演者の通常衣服で隠されている下着又は身体を露出させ、又は接吻・性交やこれに類似した行為を行わせ、又はこれを撮影する場合には、予めその内容について協議を行い、出演者の同意を得なければならない。

**第21条（ハラスメントに関する方針）**

１　発注者は、出演者に対し本業務に関してハラスメントが行われることのないよう、制作現場におけるハラスメントに関する方針を策定し、出演者に明示するものとする。
２　発注者及び出演者は、本業務の遂行にあたり、前項のハラスメントに関する方針を遵守するものとする。

**第22条（保険）**

１　発注者は、本業務に係る災害補償として、発注者の保険料負担により、出演者を被保険者とする●●保険に加入するものとする。
２　発注者は、出演者に対し、前項に基づき加入する保険の内容を書面等により通知する。

**第23条（育児介護等に対する配慮）**

　発注者は、出演者からの申出に応じて、出演者が妊娠、出産もしくは育児または介護と両立しつつ本業務に従事することができるよう、出演者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。

**第24条（実演家の権利の取扱い）**

１　出演者は、発注者又は発注者が指定する者が本映画の制作にあたり出演者の実演を録音・録画することを許諾する。

２　出演者は、本映画の実演について、自己の名誉又は声望を害する変更、切除その他の改変を受けないものとする。ただし、出演者の実演の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変又は公正な慣行に反しないと認められる改変は除く。

**第25条（クレジットの明記）**

　発注者又は発注者が納品した映画製作者は、完成した作品のクレジットタイトルにおいて、出演者の名称をしかるべき場所に表示する。

**第26条（契約の解除・損害賠償）**

１　発注者及び出演者は、相手方が本業務の履行を怠った場合、その他本契約に違反した場合、相手方にその是正を求め、相手方が当該是正の求めから7日以内に是正しない場合、本契約を解除することができる。

２　前項による解除の有無にかかわらず、発注者及び出演者は、相手方による本業務の履行、本契約上の義務の不遵守により被った損害につき、相手方に対して損害賠償請求をすることができる。

３　本業務に関連する行為か私生活上の行為かにかかわらず、第三者の権利を侵害する等の発注者又は出演者の行為によって本作品の公開が遅れ、又は中止となった場合も、前２項と同様とする。

**第27条（反社会的勢力等の排除）**

１　発注者及び出演者は、現在及び将来にわたり、自己(その役員、従業員、その他所属するスタッフ、クリエイター、俳優等を含む)が、暴力団関係者その他の反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何らの関係も有していないこと、暴力的要求、脅迫、その他反社会的行為を行っていないことを保証する。

２　発注者及び出演者は、相手方が前項に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

３　発注者及び出演者は、前項に基づく解除の場合、解除された相手方に損害が生じても、これを賠償する一切の責任を負わない。

**第28条（紛争の解決）**

１　発注者及び出演者は、本契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて第三者が立会いの上、双方誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。

２　前項によっても紛争が解決しない場合、本契約に関する紛争は、発注者が提起する場合には出演者の住所地を管轄する裁判所を、出演者が提起する場合には発注者の本店所在地を管轄する裁判所を、それぞれ第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書を２通作成し、双方署名の上、各１通保有する。

　　●年●月●日

　　　　発注者　（住所）

　　　　　　　　（氏名）

　　　　出演者（住所）

　　　　　　　　（氏名）